

## 1. 第1回とよた森づくり委員会 会議録

◆日時：平成23年7月19日(火) 13:45～16:10

◆場所：豊田市森林会館

◆参加者(22名)

	委員名(敬称略)		所 属
委員：12名 (正副会長以下50音順)	会長	岡本 譲	愛知県賀茂県有林事務所元所長
	副会長	中根 芳郎	豊田森林組合代表理事組合長
	委員	板谷 明美	三重大学大学院生物資源研究所准教授
	委員	稲垣 久義	矢作川水系森林ボランティア協議会副代表
	委員	宇井 和男	久木地域森づくり会議代表
	委員	大江 忍	NPO法人「緑の列島ネットワーク」理事長
	委員	小幡 満理子	公募委員(新任)
	委員	蔵治 光一郎	東京大学大学院演習林生態水文学研究所所長
	委員	澤田 恵美子	豊田市消費者グループ連絡会会長
	委員	鈴木 禎一	あさひ製材協同組合代表理事
	委員	原田 茂男	公募委員(新任)
	委員	山本 薫久	NPO法人都市と農山村交流スローライフセンター 代表理事
オブザーバー：3名	須藤 寿也		豊田市産業部調整監
	中村 雅之		愛知県豊田加茂農林水産事務所 林務課長
	洲崎 燈子		豊田市矢作川研究所 主査
事務局：7名	原田 裕保		豊田市産業部 森林担当専門監兼森林課長
	北岡 明彦		豊田市産業部 森林課 主幹
	加藤 鎌一		〃 主幹
	鈴木 満		〃 副主幹
	藤井 光義		〃 副主幹
	塩田 優美		〃 係長
	牛丸 直樹		〃 主査

傍聴人：3名

◆添付資料

1. とよた森づくり委員会委員名簿

◆配布資料一覧

1. 資料1 国の制度変更
2. 資料2 森林管理・環境保全直接支払支援事業について
3. 資料3 森林法の一部を改正する法律の概要
4. 資料4 市町村森林整備計画の見直しについて
5. 資料5 平成22年度森づくり基本計画量に対する間伐実績
6. 資料6 豊田市森づくり基本計画の位置づけ

平成23年度 第1回とよた森づくり委員会 次第

- 1 あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 正副会長の選出
  - ・ 会長あいさつ
  - ・ 委員自己紹介
- 4 議事
  - (1) 国の制度改正にともなう市の推進方針について (資料 1)
    - ① 森林管理・環境保全直接支払支援事業について (資料 2)
    - ② 森林法の改正について (資料 3)
    - ③ 市町村森林整備計画の見直しについて (資料 4)
  - (2) 平成22年度間伐実績について (資料 5)
  - (3) 森づくり基本計画の見直しについて (資料 6)
- 5 その他
  - ・ 今年度森づくり委員会開催予定
    - 第2回 平成23年11～12月ごろ (森林整備計画、基本計画等について)
    - 第3回 平成24年1月ごろ (森林整備計画について)
    - 第4回 平成24年3月ごろ (今年度の実績・来年度の予算など)

開会 13:45

## 1 あいさつ

事務局（原田） ただいまより平成23年度第1回とよた森づくり委員会を開催いたします。今年度の第1回目でありまして、委員さんの任期が今年7月に更新されるということで、引き続き再任される方につきましては、委任状を机の上に置かせていただきましたのでよろしくお願いいたします。またこちらの職員も変わりましたので紹介いたします。私、北岡、加藤は変わりありませんが、以前の宇井係長から、塩田係長に変わりました。紹介します。

（塩田 自己紹介）

事務局（原田） 須藤調整監からあいさつしていただきます。

ワザバー（須藤） 4月から産業部の調整監となりました須藤です。よろしくお願いいたします。林業分野ははじめてですが、今までどんな関係があるかと思い起こしてみると、市役所に昭和55年入庁し教育委員会に配属され、毎年学校の新設があった時期で、まだあちこちに木造の校舎が残っていた記憶があります。

また、記憶に新しいところでは、愛地球博のPRの関係で万博協会との付き合いがあり、その中で皆様方の協力をいただき、市内で大々的にイスを作っていたり、建物のジョイントなど作っていたりしたことを思い起こします。

万博が終わって教育委員会に配属になり、万博で使った木材で巴ヶ丘小学校を造り、その次は耐震補強工事で、まだまだ木造校舎があることを認識し、また、子供たちが使う机・イスに木材が使われていた、そんな関わりがありました。

平成17年に合併以後広大な森林をかかえ新たなスタートをきり、森づくり条例をつくり、100年の森づくり構想のもとに、10年スパンの森づくり基本計画をつくり、森の再生に力を入れているところです。大きな目標を掲げており、すべてが順風満帆とはいえない部分もありますが、皆様方のご協力をいただきまして、豊田市の森林分野において全国でも先進的な取組みを進めて行きたいと考えています。

みなさまにはご指南いただきまして、ぜひご協力をお願いします。

## 2 委嘱状交付

（新任委員／小幡真理子委員、原田茂男委員は須藤調整監より交付）

## 3 正副会長選任

（事務局案（会長：岡本委員、副会長：中根委員）を提案。）

（会場拍手により承認）

事務局（原田） 規定では互選ということですが、全員の承認が得られたということで、どうぞよろしくお願いいたします。

岡 本 会 長    また2年、みなさんと一緒に勉強していきたいと思います。今までどおり積極的な意見をお願いします。本当はやめようかと思っていましたが、もう1期という話もありました。よろしくお願いします。

事務局（原田）    それでは、新しい委員もみえますので、皆様方の自己紹介をお願いします。中根副会長からお願いします。

（各委員 自己紹介）

（オブザーバー 自己紹介）

#### 4 議事

##### （1） 国の制度改正に伴う市の推進方針について

###### ①森林管理・環境保全直接支払支援事業について

岡 本 会 長    まず、資料に従い森林法改正がらみについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（原田）    では（1）国の制度改正に伴う市の推進方針ということで、（今年）3月の委員会でもご意見をいただいたところもありますが、その後制度改正の詳細が分かってまいりました。その関連で市がやらなくてはいけないことや市の政策との関連について、それらに対する方針等につき、ご意見をいただきたいと思えます。

資料1をご覧ください。一番変わろうとしているのは、国が森林・林業再生プランを出して森林政策を大きく変えようとしている、ということです。その目標としては今後の10年間に国産材の木材利用率を50%以上にしようと、そのために政策を打っていきこう、ということです。

上にある「路網整備の加速化」「准フォレスターの育成」はどちらかというに従の部分で、主としては、下の「支援（交付金）制度の変更」「森林法の改正」があります。森林法はすでに改正されており来年の4月から施行、一部はすでに施行されています。森林法の改正に伴って「市町村森林整備計画の見直し」となっており、今回の議事（1）③に挙がっているように、今年の森林課の大きな事業となっています。

次に資料2をご覧ください。前回（3月委員会）と大きくは変わっていませんが、国のポイントとしては、集約化して計画的な施業を行う者に限定していくというふうに、交付金制度を大きく変えようというものです。どのように変えるかについては、資料の次のページに、国の説明資料をつけてあります。

今までは、個々の切捨て間伐に出していたが、今年度からは集約化して搬出間伐がある地域に交付金を出していきこう、ということになりました。具体的には集約化して計画的な施業を行うものとして今までは森林施業計画というものがあったのですが、個々バラバラに間伐しても補助金は出たが、これからは「森林経営計画の作成者を支援していきこう」と。経営計画というのは、「5ヘクタール以上集約して、搬出間伐のある（豊田市でいう）団地計画をつくらないと、交付金は出ませんよ」ということです。

団地化しただけでなく、これからは一定量、即ち1 ha あたり 10 m<sup>3</sup>以上の間伐材を出していないと補助金は出さない、となっている。間伐材の搬出材積に応じて補助単価は決まるということです。(団地のなかの)切捨て間伐でも補助金は出るが、(団地のなかに)搬出がないとだめになってきた、ということです。また、道と機械を組み合わせる間伐しなさいよ、となってきた。以上が「国の制度がどう変わるか」という話でした。

これをもって市はどうするかということですが、基本的には今までやってきた団地計画も5 ha以上で集約してきたので、市の制度を大きく変えずにやっていけるかなと思っています。利用間伐と切置き間伐の組み合わせを考えれば、切置き間伐があっても補助金がもらえそうだということで、切置き間伐を考えていきたいと考えています。

森林経営計画を策定する必要があると思いますが、現在の団地計画は地元の森づくり会議が策定していますが、森林経営計画は(施業者の)森林組合が策定する必要があるかと思っています。

それから、(国の補助金で対応できない)切置き間伐には「森と緑づくり税事業」「矢作川水源基金」等を積極的に利用していきたいと考えます。ご質問、ご意見をお願いします。

岡 本 会 長      今の説明に対して質問、疑問ありませんか。

蔵 治 委 員      2点あります。

まずは、「1 ha あたり 10 m<sup>3</sup>以上の利用間伐、あるいは材積があること」とある。市に聞いても仕方ないかもしれないが、搬出材積はどのように証明するのか。

事務局(加藤)      基本的には組合の出荷伝票で確認します。あるいは山土場での野帳や写真で確認することになっています。

蔵 治 委 員      組合が施業する場合はいいが、組合を通さない場合も山土場の野帳や写真でいい、と。

事務局(加藤)      そうです。ただこの制度で施業する事業体ですから、市内では今のところ組合以外の事業体はないと思います。

原田(茂)委員      なるほど。まあ、それ以外がいけないわけではないですね。

事務局(加藤)      はい。

中 根 委 員      この「事業体『等』」とあるが、組合以外に何があるのか。認定するとか、そういうシステムはあるのですか？

事務局(加藤)      集落が山をまとめて計画をつくれば、その集落が事業体になればできます。

中 根 委 員      やるかどうかは別として、手立てはあるわけね。

事務局(加藤)      あります。

中 根 委 員     ならば何人かで事業体をつくって施業する、その事業体は登録する必要がありますか。

事務局（加藤）     いや、それはないです。

中 根 委 員     計画を作って、市に申請すれば事業体として認定してもらえるということですか。

事務局（加藤）     そうです。ただ、まとまっていないといけないので、自分の土地があつちにもこつちにもバラバラにある、ということではできません。

事務局（原田）     全国的には民間の事業体が施業するケースはあるので、必ずしも組合でなくても、「なんとか林業」が所有者をまとめて、「森林経営計画」を作って、市が認定する制度はあります。

中 根 委 員     実際はなかなかないわな。

事務局（原田）     この地域ですと民間事業者で力をもっているところがないので、実質は組合さんが作って出してくるものになるのかと思います。

蔵 治 委 員     私が九州の方で聞いている話によると、そういう意欲ある事業体・素材生産者がいても、それを意図的に排除するような森林組合と行政があると聞いています。だから新しい仕組みを作ると、その認定要件などが出てきますよね。そこをはっきりさせておいたほうがいいと思います。

                  こういうことは森林組合じゃないと安心できないから民間事業体を排除するという発想なのか、それとも民間事業体は歓迎するよ、という発想なのかはだいぶ違うと思います。

                  たまたま豊田市ではそういう事業体はない、という実態はよく分かっているが・・・。

事務局（原田）     それは考えていなかったけども。民間が出てこればいいな、と。

事務局（加藤）     民間をどうのこうのとは思っていないけども。

蔵 治 委 員     それが、県とか市町村、組合におりてきたときに、みんなで捻じ曲がった解釈がされているという話を、九州のほうで聞いています。

中 根 委 員     この間の中部森林研究会でも、「森林組合がほとんど施業をやっていて、ほかは受け入れてくれない、俺らも参入させろ」みたいな話が出ていたけれども、別に排除したとかでは一切なくて。「そういうふうに取り残されているのかなあ」というようなことがありました。

                  ただ一番の問題は、（地主に施業の）話を持って行った時、組合ならば今までの付き合いですぐに承諾を出せるが、初めてのところ（事業者）だと、そこに施業をやらせるとなると（地主が事業者に）いろいろ聞く、それが嫌な話になるのかなあ、と。

                  どんどんやってくれれば、という気もするし、かといってあまりにどんどんやってくれれば組合も仕事がなくなってしまう。そんなことはあるでしょうね。

事務局（原田） 森林・林業再生プランによれば、森林組合が独占していてもダメで、民間も組合とむしろ対等な立場で施業をやっていくよう変えていきたいとしています。  
例えば、森林簿を活用して所有者をまとめていこうとしたときに「民間はそういうものを持っていないからできないのではないか」という声に対して、民間も森林簿を閲覧できて、組合と同じ条件でまとめていけるようになる、そんな話があります。

蔵 治 委 員 民間事業者が「森林簿を見せて」といえば見せられますか。

事務局（原田） 県さんどうですか。

ワザハバ（近藤） 架空の話にはお答えできない。今の話がどうか、というと、国のイメージからすると森林組合さんと違う事業体をわざわざ作る、という話ではなくて、森林組合ではなくて5 ha以上の山林があるなら、事業体を作って・・・。

蔵 治 委 員 国はすばらしいアドバルーンを揚げているのでしょうか、県や市や森林組合に浸透しているか、といえはまだ時間がかかる、ということですね。

ワザハバ（近藤） やりたいという事業体が現れた時に考えていきたいと思っているが、今は「こういうことができるようになりました」という段階です。

岡 本 会 長 森づくり会議が事業主体だと手をあげることはあり得ますか。

事務局（加藤） 可能ではある。補助金は事業が完了してからなので、それまでの資金的体力があれば可能ではあります。

事務局（原田） 補助金は、「搬出した量に応じて」ということなので、木材を搬出して市場に出した段階でないと金額が確定しない。運転資金がないと結構苦しいかもしれません。

中 根 委 員 個人の素材生産業者っていますよね。ああいう人はどうなりますか。

事務局（原田） 先ほども行ったように個人でも森林施業計画を立てて市が認定すれば補助金はもらえます。

鈴木（禎）委員 でも5 ha以上にしなきゃいけないのでしょうか。

事務局（原田） 5 ha以上にまとめなくてははいけません。個人で5 ha以上の山があるかということですよ。

中 根 委 員 民間だとなかなか集めることができないということ。会社で5 ha持っていれば自分でやれるが。

蔵 治 委 員 ちなみに東京大学の演習林は森林施業計画を立てていまして、経営計画も立っていますので、我々は事業主体です。それは自前で1200町歩を持っているからできるわけで、たくさん自分で所有している人だったら、やる気さえあれば可能性はあるわけです。

事務局（加藤） 個人で100ha持っている人はいる。場所はまとまっているわけではないですが。

蔵 治 委 員 周りともまとめればいいのではないですか。

中 根 委 員 そうなるとやはり森づくりの方法を取らなくてはいけない。

原田（茂）委員 新しい制度はよくわかったのですが、搬出（利用）間伐が主ですので、それには林内の路網、道が整備できないと（搬出できない）という山がある。また地形によってはその道が作れないという地形があるわけです。

そういうところはこの制度がまったく使えない。切捨て間伐も少しはいいですよと聞いたが、その辺はどうお考えですか。

事務局（原田） 痛いところを突かれたのですが、道を入れなければならないのですが、道も「林道」「作業道」「搬出路」とありましたが、これからは「林業専用道」というのと「森林作業道」という2つができています。それぞれ国がどういうふうにつくれという「指針」を決めつつあるが、これが林道よりずっと簡易になっている。林道では片側に側溝を入れているが、例えば「森林作業道」ではそれを入れない、構造物は原則作らない、ということになるので、地形によっては造りにくくなる。傾斜によっては壊れる原因になりかねない、と困っているところなんです。

例えば切土の斜度が30度以上だったか、今までよりきつくてすぐ壊れてしまうのではないかと困っています。

どこまで道が入れられるのかを見ながら、計画をつくっていく。道が入らなくて、当面切捨て間伐でいくということなら、県の森と緑づくり税事業に入れられるところは入れてしまわないといけないのかな、と思っています。

稲 垣 委 員 今回の道づくりというのは前提条件ですか。架線集荷はやらないのですか。

事務局（原田） 架線集荷も補助単価にありますので、架線集荷が否定されているわけではありません。

稲 垣 委 員 「搬出路」「作業道」「林道」それぞれの道幅は条件があるのですか。

事務局（加藤） 「搬出路」はフォワーダのような機械を動かすだけなので、2から3m。「作業道」は3m、4t車が通る程度のもの。「2級林道」は4mで「3級林道」で3.5m。

岡 本 会 長 10m<sup>3</sup>ですが、これは1年でということか、期間はどうなっているのですか。

事務局（加藤） 施行期間は単年度、一年で施業しないといけない。全部完了したときに申請時期になります。

山 本 委 員 あれこれあって、整理したいのですが、「今までできていて、できなくなったことは何か」「豊田市の施策をすすめるのに支障があったのか、なかったのか。ここにある豊田市の推進方針の中でやれば問題がないのか」その2点お聞きします。

事務局（原田） 一つ目については、切捨て間伐で補助金をもらっていたものがもらえなくな



った、ということ。個々に切捨て間伐をやっても補助金は出ていたが、それが出なくなるので工夫しなくてはいけなくなってきた。

次に、切捨て間伐だけで補助金はもらえないので、搬出と組み合わせなくてはならない。場所によるが、団地化しても搬出できない場所が想定されるので、それが困ったと。

山本委員　うちの近所で団地化されていなくても所有者が間伐申請をして補助金をもらっています。それが団地化されないともらえないということですよね。そうなるといわゆる間伐推進事業にどのようにマイナスになってくるのかという見通しが聞きたい。影響は大きいような気がするが。もちろん団地化するのは重要だとは思うのだけど、個々の森林所有者が「うちはそれならやめた」となるなら（間伐推進に）ストップがかかるのではないかと。

それからもうひとつ。

1 ha あたり 10 m<sup>3</sup>ということだが、市場に出さないといけないんですか。自己申告でもいいのですか。木の駅プロジェクトだと、森林組合に出すわけじゃなくて自己申告だった。それでもいいのか、お聞きしたいです。

事務局（原田）　今まで個々の間伐でも補助金がおおりていたのは、国の補助金からおおりていた。なので（今後団地化されていない場合は）県の「森と緑づくり税事業」を利用するか、「矢作川水源基金」の間伐補助を利用するしかない。

中根委員　無いなら無いと行っておいたほうがよい。

事務局（原田）　今までのような国の補助金はありません。それでは困るということで矢作川水源基金を考えています。ただ国の補助金のほうが多いので困ったな、と。

ワザバー（近藤）　（資料2「搬出間伐の補助要件について」を示しながら）、黒い丸の部分は切捨て間伐けれども、（搬出間伐する土地と）一緒にして5 ha 以上になれば、5 ha 以上のなかに全く搬出しない土地があってもOKで、だから完全に排除してしまっているわけではないのです。ただ国は、本当は切捨てを含まずに補助金を出すのが望ましいと考えているのではないかと思います。けれども、切捨てだけしかできないところの間伐が進まなくなるから、こういうしくみになった。

例えば、白い丸のひとつひとつが材を搬出できて、黒い丸と合わせて6 ha あったとすれば、1 ha あたり 10 m<sup>3</sup>の材積なので、白い丸だけで60 m<sup>3</sup>の搬出があれば団地として認められるわけです。

宇井委員　県の「森と緑づくり税事業」は、団地化せず個別でもいい。そうすると、団地化よりそちらのほうに流れてしまわないか。そこに規制をつくらないと、まずいのではないですか。

ワザバー（近藤）　「森と緑づくり税事業」も条件があり、道路周辺のところか、道から300m以上離れているところが原則的に対象になります。

宇井委員　そうでないところもありますよね。

事務局（加藤）　条件の合うところと一体で整備するならいい、という理解です。

ワザハバ（近藤） 条件はあるが、そのとおりにやるのも難しいので実態に合わせています。

宇井委員 「間伐だけやればいい」、「『森と緑づくり税事業』でやればタダで間伐できる」と進めると、「団地化」というのは大変なので、その辺をしっかりとってもらわないと大変なことになる。個別に自分でやりますという人が出てくる。

事務局（原田） つまり、「団地の中に搬出できる土地があれば、（団地面積が）切捨て間伐の土地で膨らんでいても、いいですよ。」というのがあります。ただし、「全く搬出間伐ナシ」ではダメです。

そこで、「バラバラとした（搬出できない）土地を広げられるか」ということで、「森と緑づくり税事業」で拾えるかもしれない。拾えるかもしれないが、「なんでも拾える」として拾えると、「（間伐のために）団地化しなくてもいいじゃない」という意見が出てきます。それが難しい。

今、市が行う「森と緑づくり税」事業については、（団地化された中の土地を）あてはめるのですが、団地以外の土地については、森林組合が直接探してくる分は（団地計画の中でなくても）仕方ないとしている。

市としては、団地化したところだけ、「森と緑づくり税」事業をあてはめています。

宇井委員 そこらへんを押し通してもらわないと、森づくりに参加しなくてもいいんじゃないかという人がどんどん出てくるのではないかと懸念される。

山本委員 「量」がわからないんだけど、団地化された土地の間伐の量と、個人の人が個々に間伐した量と、実際どうですか。

事務局（加藤） 個人さんの分は多くは無い。

蔵治委員 もうひとつ質問をしていなかったのですが、豊田市の森林政策を進めるにあたって望ましいのは、岡本さんもおっしゃったように森林経営計画を立てるユニットを森づくり会議とする、というのが一番いいのではないのでしょうか。

「森林経営計画」の前身が「森林施業計画」（所有者が立てる計画）なんですけども、すでに豊田市全体で「森林施業計画」は立てられているわけですね。それは森林組合さんが立てている、そういう理解でよろしいですね。実態は、補助金の単価を上げることが主の目的であるが。

「森林施業計画」の単位は、私も実際データをみたことないが、豊田市をいくつかの単位に分けて、計画を立てているわけですね。それは今の森づくり会議のユニットより大きいのですよね。

事務局（原田） 大きいです。（計画の数は）10くらいです。

蔵治委員 豊田市全域で10くらいの「森林施業計画」がすでに立っている、と。おそらくこのまま発言しなければ森林組合さんは、今の「森林施業計画」をそのまま「森林経営計画」に移行させますよね。

事務局（原田） いえ、森づくり会議の単位に移行する予定です。

蔵治委員 移行するのですか。それは今（まで事務局が）説明されませんでしたけど、そういうことなのですね。なるほどそうすると、「森林経営計画」というのは、

森づくり会議ごとに、24年度から立てられると。それは望ましいことと思いますけど。

事務局（原田） その方針でいこうと思っています。

蔵 治 委 員 それは非常に大事。森づくり会議が自ら森林の計画を立てているという形ができるわけですね。

今まで（「森林施業計画」と「団地計画」が）分離していたのが良くないなと思っていたので、それができるのは良い事なのですけど。後は戦略として、県の近藤課長がおっしゃったように、5ha以上まとめたユニットのなかで、とにかく（材木を1haあたり）10m<sup>3</sup>出すと。1、2haの狭い面積で50m<sup>3</sup>以上出せば、あとは切捨て間伐ができる。切捨て間伐も推進する立場から、その抜け道みたいなところを最大限利用する戦略をとるべき。大事なことは、個々の森づくり会議に計画を立てていただくということだと思います。

そうでなければ切捨て間伐は、県の事業に流れてしまうので、できるだけ抜け穴を利用して、「搬出は狭い範囲でまかなって、残りは切捨て間伐」という戦略をとらないと我々の豊田市の計画通りに進まない、ということだと思う。そういう理解でよろしいですか。

事務局（原田） ひとつですね、先ほど「森林経営計画を誰が立てるのか」という事業主体なんですが、「森づくり会議が立てるのがいいのではないか」という意見でしたが、「森づくり会議ごとに、森林組合が立てる」という方向でいこうということです。

蔵 治 委 員 それはいいです。さすがに「森づくり会議」が「森林経営計画」を立てる、というのは飛躍しすぎているのは分かる。ただし、森づくり会議と相談のうえで立てほしいと思う。森林組合が立てて、（森づくり会議が）その中身を知らないという関係ではまずいだらうということです。

事務局（原田） 会議ごとに、会議と相談しながら立てる予定です。

事務局（加藤） 団地計画は、利用間伐ができる場所は、場合によっては森づくり会議の範囲内であれば、広げて計画します。

蔵 治 委 員 補助金をとる意味で、会議と組合が緊密に相談して考えてもらうしかない。

事務局（加藤） 路網整備のこともあるので、ち密に調整していきます。

蔵 治 委 員 うまく計画をするかしないかで、補助金がもらえるかももらえないか決まる。やらなければ何ももらえない。そこに勝ち組と負け組みができる制度だと思います。

事務局（原田） 材が出せる場所と切捨て間伐する場所を組み合わせ、団地化をすすめるという戦略をとるつもりです。

岡 本 会 長 面積を達成するために、切捨て間伐を取り入れるのですよね。補助金は材積に応じて支払われるのですよね。切捨て間伐の土地には補助金は出ないのですか。

- 事務局（北岡） いえ、出ます。それ（切捨て間伐地）も含めて（補助金が）出るところがミソです。平均材積によって、何立米ごとに単価が決まっています、切置き間伐にも（補助金が）出ます。
- 蔵 治 委 員 「切置き間伐を切り捨てるのはけしからん」という圧力に対して配慮した結果だと思いますが。
- 事務局（北岡） 切置き間伐をやらないと、山の整理がすすまない、という現実があって、それに対応した。
- 蔵 治 委 員 そういうことですね。
- 山 本 委 員 自力間伐で出した材も、（補助金要件の1haあたり）10m<sup>3</sup>に入るのか。
- 事務局（北岡） それは入りません。（造林補助金ではなく）矢作川水源基金等の補助制度を利用します。それは利用間伐も切置き間伐も対象です。
- 蔵 治 委 員 森林組合じゃなくてもいいのですか。
- 事務局（原田） 要は、森林経営計画を作成した人に、です。
- ワザハバ（洲崎） 「森林経営計画」は、審査して認定するということですが、それで土砂の崩落が防げるのですか。
- 蔵 治 委 員 私の理解のなかでは、「森林・林業再生プラン」のなかに例えば「傾斜30度以上のところでは路網をかけない」とありますね。
- ワザハバ（洲崎） 30度。それはできる場所がかなり少ないですね。
- 蔵 治 委 員 でも、その程度ですね。あとは（路網の構造について）ガイドラインを国・県レベルで作ろうとしていると聞いている。  
あとは、豊田市のガイドラインをつくるという方法もあるが。
- ワザハバ（洲崎） 豊田市に合わせたガイドラインもあった方がよいですね。
- 事務局（原田） 急傾斜な場所にどこまで道を入れていったらよいかという基準は、まだ（市に）来ていません。あまり急なところに道を入れてもコストの問題がありますし、材を出せるわけではないので、（急なところに道を作ることは）厳しくなると思います。架線集材という案もあるのですが、それも下山地区しかやられてないので、他の地域で行うのはきついと思っています。そのあたりも、まだ分からない部分もありますが。
- 岡 本 会 長 資料1のポイント1（4）「搬出材積に応じて標準単価を設定」について確認したい。
- 事務局（北岡） 切置き間伐も利用間伐も含めた団地面積を基本面積として、そこから出た材の総量を基本面積で割ると平均材積が決まり、標準単価が決まります。

事務局（加藤） （黒板で説明）

1筆1haの土地が5筆あって1団とし、それぞれの搬出材積が20 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>（切置き間伐）、30 m<sup>3</sup>、50 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>（切置き間伐）だったとする。5haで100 m<sup>3</sup>となるので、平均材積は20 m<sup>3</sup>/haとなる。20 m<sup>3</sup>の標準単価は決められているので、5haすべてがその金額がもらえます。

岡本会長 補助金は面積に対してもらえるのですか。

事務局（加藤） はい。搬出した材によって残った補助金も分配すればいいです。  
「材の売れた価格」に「補助金」をプラスして「実行経費」をマイナスした余りを、それぞれの地主に返すと。

岡本会長 道作りの費用も引かれるわけですか。

事務局（加藤） 道作りはまた別。今造林事業のお金は決まっているから、道路を作るとその分とられてしまものですから、今は市と矢作川水源基金のお金をあてている。

岡本会長 道を作るのは前提条件になっている説明だったが、その分の補助は、直接国からは無いのですね。

事務局（加藤） 道作りもあります。この補助金の中でできます。ただし道は標準単価、メートルあたりの単価が決まっているので、それを超えればまた負担が増える。最終的には搬出材から清算することになる。

造林補助金については国からは10分の4しか出ませんが、市が上乘せしますから、3割の切捨て間伐なら1割（地主の）負担で、4割以上の切捨て間伐なら負担金なしで間伐できます。

全体で見るから、切捨て間伐にも補助金は配分されるし、搬出（間伐）した者にも分配される。その分配計算は森林組合に考えていただく、ということです。

岡本会長 なかなか難しいね。

蔵治委員 実際には所有者もバラバラですし、所有者に対していくらずつ返すか、その都度考えればよいのですか。

事務局（加藤） 組合が搬出量0 m<sup>3</sup>という単価を作る、ということです。

原田（茂）委員 お話を聞くと「そうかそうか」と思うが、実際は谷や沢があって行けない所がある。団地化しても同じ木が生えているのに、搬出できる人はお金がもらえる。地形が悪くて腐らせる（切捨て間伐地になる）人は1割負担なのですよね。搬出しないなら。そういうことを説明すると「私はやらなくてもいいわ」と言って、団地が組めなくなる恐れがある。

事務局（加藤） この（黒板の図の）場合、搬出が100 m<sup>3</sup>だから、周辺10haまでいい（補助対象になる）んですよ。

原田（茂）委員 それもいいのですが切捨て間伐の地主が、会議のメンバーに入っている

1割負担なのですよね。

事務局（加藤） 4割間伐なら、個人負担なしで・・・。

原田（茂）委員 4割間伐が嫌だといったらやれないでしょ。

事務局（北岡） それはそうですね。

事務局（原田） いろいろ個人の意見を聞いてやっていくと、説得がかなり難しいような気がします。「やるぞ」とやり始めても、(途中で)「いいか」となる。

原田（茂）委員 実際に会議の代表になった人や話を進めていこうとする人が、かなり苦労されるのではないかと思う。

事務局（加藤） (木材が) 出せるところ、出せないところは、最初団地を設定するときに現場を確認すれば分かるものですから、そういう範囲で団地を作っていきます。

原田（茂）委員 最終的に「4割(間伐)なので私は団地に入らない」という人が出てくる恐れがあるので、まとめ役、森林組合が上手に説明してもらわないと。

事務局（加藤） 「集落全部の山をやりましょう」とまとまってくれば5年か10年でやればできます。どうすれば補助金が有利に確保できるかは、市と森林組合と県で考えて行きます。

中根委員 進めていく上では必ず説明してやっているの、そのへん問題は起きてない気がしますけど。

岡本会長 補助金もらったら配分はよく考えてやってもらいたいわけけれども。

事務局（原田） 今原田委員の話を聞いて思ったのは、団地間伐すると補助金がもらえるということで、「じゃあ補助金もらえるためにこうしなきゃいかん」とモチベーションが上がることはいいこと。だけど、「じゃあ面倒くらいからやめる」という話になる可能性もある。地域のまとまりができなくて間伐ができない、それでは困る。地域の皆さんにも「やりましょうよ」ということを、市や森林組合でも今一生懸命説得している。

国が「こういう制度にしないとダメだよ」と言っていることは、補助金がほしい人にとってはどうしようか考えるが、そうではない人は「どう変わろうが関係ないじゃん」となる。そこをなんとか説得して、「補助金がもらえるからがんばろうよ」というふうに行って行くことが我々の仕事かな、と思っている。

ワザンバー（近藤） この地域のことでないのですが、豊橋市などは今まで造林補助金で切捨て間伐にも補助金がもらえたんですが、こういう制度に変わると(1haあたり10m<sup>3</sup>という搬出がないと補助金の対象じゃない)、直接支払い制度の対象がほとんどありません。

話をした限り、東三河では直接支払い制度の対象地域がない。そこで、今までどおり何とかならないかということで、団地化とは別の考えで、単県で制度を作ってもらえないか、と予算要求を踏まえて話をしています。

宇井委員　そうすると、森づくり会議の代表が話すときに、「今度こういうふうになる」と話をするわけで、「出せないところは県税を使って切置き間伐をする」と、「利用間伐ができるところは利用間伐をやる」と。30%切り置きは矢作川水源基金を使う、そういうことですか。

事務局（原田）　団地内は、交付金が出ます。

宇井委員　団地内は交付金が出るということで、変わったところは、新たに団地をやると思ったときに、利用間伐ができるような面積がないとダメだよ、ということですか。

事務局（北岡）　あとは市と森林組合で一番いいメニューを使った方法について、所有者の方とお話をする、ということになります。

基本的にはそんなに変わるわけではない。団地化は今までもやっていますので。

宇井委員　一番問題は40%間伐するのに、県税事業（森と緑づくり税事業）を使えば「タダ」と。「だから私は団地化しなくていいですよ」という人が出てしまうと困るので、「豊田市では団地化しないといけない」としっかり言ってほしい。そうでなければ、「こういう条件なら『県税事業』だ」とか、そういう基準をはっきりしておいてほしい。

事務局（原田）　県さんからはなかなか言いにくいと思うが、今、国は団地化したところに補助金を、市も団地化しようとしているが、県税事業は団地化しなくても条件さえ合えば（事業地として）拾えるものですから、「県税事業でやる、団地化しない」と言い出しかねないので、その辺のバランスが難しい。

ワザハ（近藤）　県税事業はどこでもできるわけではなくて、道際・河川際、300m以上離れたところが対象なのです。

蔵治委員　話が非常に多岐に渡っているので、この場で確認をすべきだと思う。国・県がいろいろやる。それが豊田市の森林計画を変更するとか、大きな影響を及ぼすということはない、ということによろしいのですよね。我々は、自分の市の計画で、自分たちの森林を管理してきたし、これからもそうし続けていくと、いうのはブレないですよね。その上で、「県が何か用意してきた」「国が何か変化してきた」という場合は、それを最大限利用する、それにつけるわけですよね。

そこでここにいる方が、「国が変えてきたから豊田市の根本的変えなきゃいけない」という話をするということではない。いろんな意見があるでしょうが。

事務局（原田）　微妙に立場が変わるので、当てはめようとするといろんな意見が出ますけども、基本的なスタンス、方向性は変わりません。

蔵治委員　県の新税事業が出てきたときも、同じような議論を散々していて、また同じ事を繰り返している感じがあるが、結局は「自分たちの森林のことは自分たちで決める」というのが基本で、市全体もそうだし、森づくり会議もそう機能してほしい、というのが希望です。

稲垣委員 道について、前回森づくり委員会のときの金蔵連の林道、あれは作業道ですか、見学に行ったのですけども、あれが結構広かった。林道ならもっと広いのですか。

事務局（原田） あれは、「たまたま広く作ってしまった」とご理解いただきたい。

稲垣委員 作業道は、大型高性能機械が通れるように考えられている、とお聞きしたが、小型の作業機械は考えられていないのですか。

蔵治委員 それは考えられていないでしょう。目的は低コスト化、大規模化なのだから。

稲垣委員 環境面から考えてみたときに、豊田の森林環境とか土砂の崩落の危険がないか、とか考えたときに、あの道は危険じゃないかと思うわけです。他にも作業道を見て、それが2.5から3mじゃないかと思うけれども、それでいいのか。それと別の面からいうと、「木を植えるのは善」で「木を切るのは悪」という傾向、「木を植えましょう、植えましょう」と30、40年前の意識がいまだにある。その木を植えた後の手入れを誰がやるのだということ考えない植林が多い。後の手入れを考えずに大きな道をつくるのはどんなものだろう、と思います。

森林課からの委託調査をさせてもらったが、林道が土砂を崩すきっかけになっている箇所がずいぶんたくさんありました。アスファルトのない林道に土砂が川のように流れてたまり、一箇所から流れ落ちるところもあるわけで、そういう点は十分気をつけなくてはいけない所です。アスファルトを敷いたところは別としても、林道は雨が降れば川になります。

造った道が川になって土砂崩落のきっかけになる。ましては放置林ばかりの斜面では大きな災害がおこる可能性は十分にあるから、森づくり委員会の立場から豊田の森に責任があるわけなので、道づくりも考えていかなくてはいけないのかな、と思います。

小幡委員 去年の会議録を読ませてもらって、稲垣さんがおっしゃっていた「ヘリコプターが降りられるような道」というのが印象に残っているのですが、まだその時点で財政力があつたから（市から補助金がもらえて）、やってしまったのかな、と思ったのですが。

事務局（北岡） 作業道（の補助金）は標準単価でしか出ない。つまりどんな作業道を作っても（構造が）最低限の道と同じ補助金額しか出していない。あとは、所有者が余分に広い道を望んで森林組合が造れば、所有者がその出た足の分を出す。たまたま見に行ったところは広い（道がいいと）要望が出ていたと聞いています。そういうものですから、広い道をつくれれば補助金も増えるものではありません。

事務局（加藤） 部分的に作業車を止める場所や材木を集める場所で広いスペースが必要なこともあるので、安全に（車両を）止められるところはそういった広い場所を作ることもあります。

蔵治委員 黙っていようとも思ったのですが、私が聞いている範囲で全国的に危惧されていることは、この国の新しい政策というのは「10年後に日本の山をズタズタにしてしまう政策だ」という意見がかなり強いです。それは山に道を無理矢理つくると考えられるから。それは国土保全上重大な問題と認めているという意



見がたくさん出ているし、大規模集約化、低コスト化について、山主からの反発が強い。

それは、山主なり森づくり会議なりで「不適切な道をつくることはやめてくれ」と強力に言っていかななくてはいけないと思います。

だからといって、豊田市の施策としての道に対する考え方はしっかり持たなくてはいけないし、私はこの中（森づくり基本計画）に示されていると思う。

ただ、計画の中に書いてあることが、「あまりきちっと進んでいないのかな」と思っているところがある。「豊田市独自の基準をつくる」とか「定期モニタリングを進める」とか書いてあるが。そういうことについて、もう少し計画を進めなくてはいけないと思います。

それで、私はやっぱり公益的機能の充実という点から考えれば「道はできるだけ入れないほうが望ましい」ということに尽きると思う。つまりできる限り「切捨て間伐」が望ましいということに尽きるのですけど。

とは言っても「木を全然出さなくていいのか」となるので、先ほどの話で5haのうち最低限1haを収入（搬出）間伐に、後は切捨て間伐にして、一部収入間伐にしたところから（木材を）出す、という戦略をとるのは仕方ない。

ただわずかに収入間伐する部分について、道をつけても一番影響のなさそうな所を選ぶかどうか大切です。

それと大きな問題は、残念ながら収入間伐で搬出しても材が高く売れるのか、ということで、現状では高く売れない木を無理やり搬出するという政策でしかない。市場に持って行って、そこに高く積みあがっている木材がその先どうなるのか、具体的に見えていません。

それが「じゃんじゃん売れる、値段も上がる」という方向なら、みんなが「道を作らなきゃ」という方向に行くかもしれませんけど、ただ少なくとも数年でその状況が変わると思えないので、やっぱりあまり心配しなくても、道をじゃんじゃんつくる方向には行きづらいのじゃないかと。

豊橋の例がありましたが、「この補助金の対象がほとんどないかもしれない」と言っているのはまさにそういうことなのですが。

だから、慎重にそこを見ていけばいいと思います。

どうしても道をつくるという森づくり会議さんがあれば、我々はそういう地域にモニタリングチームをつくって、どういう道にどういう影響があるか調べて、「豊田市はこういう基準」というものができればいいと思うけれど。まだそこまで行ってないのですよね。

この間見たあの広い幅の林道のケースくらいで、広い林道がどのくらい悪い影響があるのか、毎年見に行かなくては分からないと思います。

稲垣委員 金蔵連の道は特別広いのかも知れないけれど、他にも2, 3mの道はあって、すごく気になる。なぜかという、知り合いの山主はしょっちゅう（道を）補修されている。作業車がぎりぎり入れそうな2, 3mの、等高線沿いに自分でつくった道ですが気になる。絶えず手を入れていると有功な（施設）なのですが、放ったらかしなるとみごとに荒れていく、そのきっかけになるので非常に気になっている。

岡本会長 議論が白熱しましたが、こういったことを参考にしながら施策を決めていただきたいなあと思います。時間もありますので、次を進めたいと思います。

## ②森林法の改正について

### ③市町村森林整備計画の見直し

事務局（原田） 資料の3をご覧ください。「森林法の一部を改正する法律の概要」とありますが、4月22日に改正されました。

ポイントは「Ⅰ 政府原案の概要」で、「(1) 所有者が不明の場合も適正な施業ができますよ」「(2) 無届伐採のときの造林命令ができました」ということと、「(3) 森林計画制度の見直し」ということで、ここで「森林経営計画」がでてきた、ということです。今の「森林計画制度の見直し」以外のところは「どう変わるか」まだわからないところがあります。

「Ⅱ 国会における修正の概要」ですが「(1) 森林の所有者となった旨の届出」「(2) 無届伐採がされた場合の中止命令」とあります。実際、「無届伐採の中止命令」の運用はよくわからないけれども、「森林の所有者となった旨の届出」は、「森林所有者になったら、売買、相続問わず市町村長に届けてください。来年4月1日から。」と決まってしまったのですが、どのような自治体の事務になるか、よくわかっていません。で困っております。

なぜこういう規定ができたかという、一時期「外国資本による森林の買収問題」があって、国会において、その対策に「森林所有者になったら届けばいい」となった、と私は聞いています。もともとの問題に対してどこまで実効性があるのか分からないのですが、ただこうなってしまったことは承知しておいてください。

資料4です。「森林整備計画の見直し」ですが、従来の法律でも「市町村森林整備計画を作りなさい」ということでそれを作ってきたわけですが、今回、全国一斉に「もう一回作り直しなさい」と、来年の4月1日（に改正森林法が）施行できるように、今年度中に変更しなさい、となりました。

今回の法律改正に伴って「市町村森林整備計画」に求められているものがいくつかあり、それが（資料4の）ポイントのようになります。

2)にあるように、国の計画、県の計画が基本となって市の計画がある。国の計画がパブリックコメントを終えたくらいと思う。愛知県がそれを受け、遅くとも年末までに（地域森林計画を）つくる。市がその後3ヶ月で（森林整備計画を）つくらなくてはいけない、と。

3)が、「学識経験者の意見を聴く」とありますが、それはこの森づくり委員会にしたいと思っています。

4) マスタープランとしての位置づけ、5)で「ゾーニング、路網整備」の「図化」とあるが、この辺が私どもの方針と「どうしようかな」という所である。

「市町村森林整備計画は、市町村の森づくりのマスタープランにしなさい」と言っているのですが、豊田市の場合すでに「100年の森づくり構想」「森づくり基本計画」を作っている、私どもはマスタープランを持っているわけで、これらとうまく調整をとりたいと思っています。

それからゾーニングや路網の「図化」とある。森林整備計画の中で森林の色分けしなさいという作業が待っている。「ここは〇〇保全を重視するところ」「ここは森林資源を活用するところ」等々いくつかのゾーン分けをして色塗りをしなさい、というのですが、果たしてできるのか大きな課題になっています。

ということで、推進方針としては、豊田市は「構想」「基本計画」をマスター

プランと位置づけていますので、それをベースに「市町村森林整備計画」は肅々とつくろうと思っています。

ゾーニングと路網整備については、県と相談しながらできるだけ簡素にしていきたい、と思っている。どこまで簡素にできるかはまだ見えていませんが。

「100年の森づくり構想」を作るときに「現地の色塗りはできない」「所有者の意向を無視して『これは水函保全林だから』と分類することはなかなかできない」という議論をしたと思うので、それらを踏まえうまく豊田市の計画と合体させることを調整していきたいな、と思っています。

スケジュールについては、資料のとおり。豊田市の計画は3月までに作らなくてはいけない、となっていますが、それまでに縦覧をしなくてはいけないなど、実際の作業期間はタイトになっている。従来あまり議論せず形式的につくっていましたが、今回も形式的にならざるをえないかな、というのが正直なところですよ。

11月くらいに第2回森づくり委員会でご意見をいただき、最後1月に森づくり委員会としての意見をいただきたいと思っています。

以上です。

岡本会長 これについて、何かご意見は。

事務局(原田) 豊田市としては方針を作っているんで、方針を変えないようになんとか国の方針に合わせる形をとっていきたい、というのが基本スタンスです。

蔵治委員 そのゾーニングというのは、具体的にはまだ分からないのですか。

事務局(原田) 「案」というものは国のほうから示されると思います。ただ「市町村が自分で決めなさい」と言っている。「地域の皆さんと話し合いながら決めなさい」と言っています。

山本委員 期間が短すぎるよね。

事務局(原田) しかも、先ほどの「森林経営計画」は「市町村森林整備計画」に沿って作ることになっており、あるいは市が(森林経営計画を)認定するときは「市町村森林整備計画に照らして、この計画が認定できる」かどうかという判断をすることになっている。

逆に言えば、森林経営計画にどういうものができそうか頭に置きつつ、それを認定できる森林整備計画を作らなくてはいけない、ということにもなります。

ゾーニングの問題は「森林経営計画でどんな計画を作るか」がわかってくると、きっと判明してくると思います。

蔵治委員 そういう話であれば、我々森づくり委員会で決めたゾーニングでいいわけですよ。

事務局(原田) どこまで摺り合わせができるか、と。

岡本会長 しっかりまた論議したいと思います。

## (2) 平成22年度間伐実績について

事務局（北岡） 資料5をご覧ください。「平成22年度の間伐実績」ということで2枚目の参考資料は、豊田市森づくり白書の抜粋です。下のグラフは間伐実施面積の推移で、左端の昭和56年から相対的に間伐面積は右肩上がりで見えてとれます。県、市、森林組合そして森林所有者の、間伐に対する必要性の意識も着実に増えています。

確かにこの事業量が適切かという点、豊田市のスギ・ヒノキの人工林面積が3万haで、年間1,500、1,600haの間伐では間に合わないのは明らか。そうは言っても3万haのスギ・ヒノキ人工林がどういう林齢なのか、間伐が必要なのかかわからない。なので「森の健康診断」の数値を使って、2万ha前後の森林に間伐が必要と決め、今後10年間で2万5千haの間伐をやり、基本計画を定めました。

そんな中で、22年度はどうかという点、資料5の1ページ目とおおりです。市が関わったもの、国・県が関わったもの、自力で、ボランティアの関わったもの、全部含めて1,404haという実績になります。参考に昨年度実績は1,477ha、若干減りました。それぞれの立場でそれぞれががんばっているが、まだまだ足りない現実だろう、と。

森づくり基本計画において（平成22年度に）市がかかわる事業が1,240haです。実行率41.7%となり、国・県がかかわるものが810haに対して実績が865ha、計画より多くなりました。

とはいっても、計画2,050haに対して、1,404haでまだまだ、今後なんとか近づけていきたいが厳しい状況であります。

あと、平成21年度に較べて、切置き間伐が大幅に減っており、減った部分を森づくり税事業が挽回した、ということになっています。森づくり税事業は所有者の負担がないのですが、公共造林事業の切置き間伐から流れたと思われる。

2ページ目を見てください。今ある補助金がいかに複雑か。「公共造林事業」「美しい森づくり交付金」「加速化事業」は国の補助金が入ったものがあり、それぞれ、いろんな条件が組み込まれている。同じ間伐にしても、これだけいろんな補助金がある、ということです。

次の「矢作川水源基金」は、豊田市では主に森林所有者自ら間伐するときに対応させています。一部は森林組合の受託の分も入っています。

細かく見ていくといろいろありますが、昨年度の間伐面積は一昨年度よりも下がっていますし、計画面積の68%とどまっています。それについてはなんとか挽回するよう豊田市としても考えていかなくてははいけませんし、森林組合のみなさん、県のみなさん、森づくり委員会のみなさんと相談しながら、より間伐が進むような方策をこれからとってまいります。

さらに過去4年間の実績を踏まえながら「森づくり基本計画」の改定にむけて作業をしてまいりたいと思っています。

岡本会長 これについてのご意見は。

中根委員 間伐面積をつくるという事が大変。事業着手の前に、切ってもいいのか悪いのか地主の承諾を得ないといけません。

岡 本 会 長 いろいろ良い方法を考えて、努力していただく、ということですか。

事務局（原田） こういう結果だったので何か（対策を）考えておかななくてはいけないと思っ  
ていたのですが、冒頭の話のように、国の交付金も貰っていこうとすると、搬  
出間伐をしなくてはいけない。そうすると、搬出間伐と切捨て間伐の手間が全  
く違うから、搬出間伐をやるほど切捨て間伐の面積が減ってしまう可能性がある。  
基本計画において、面積という課題に対して非常にジレンマを感じる。  
なんとかギリギリ補助金がもらえるところだけで搬出間伐しておいて、あと  
は切捨て間伐でいきましょう、と組み合わせていかないと面積が伸びない。そ  
れが課題です。

蔵 治 委 員 非常に厳しい結果ですよね。計画上「間伐面積を毎年 300ha 増やす」として  
いたのに、下がっちゃう、というのは重く受け止めないといけないですよ。

大 江 委 員 国はこういう実情だと知らないですよ。これを国に対して訴えていくのは  
できないのか。

事務局（原田） 国の目標は、「間伐された山をどれだけにするんだ」とはなっていません。「森  
林・林業再生プラン」は「木材の国産材自給率 50%」というのが目標になって  
いる。だから材をとにかく切って出さないと達成できない。そちらの方向にシ  
フトしています。  
我々は、そういうこともあるけども、環境上大変必要であるので、間伐しな  
きゃいけないじゃないか、というスタンスでやっている。そこに大きなギャッ  
プがあるところで、苦勞しているところです。

大 江 委 員 CO<sub>2</sub>の問題が・・・

蔵 治 委 員 関係ないですね。

大 江 委 員 今、環境のほうにお金がまわらないと。

蔵 治 委 員 CO<sub>2</sub>にシフトしたのはむしろ民主党に変わる前の自民党、麻生、福田政権  
時代くらい。そのころは間伐特措法といって京都議定書に寄与するための間伐  
を推進する、という形でお金をいっぱいもらっていたのです。ところが、民  
主党政権になってから方向性が変わって、とにかく「林業を再生するのだ」「林  
業をビジネスとして木材を生産し、それを社会で消費して木材の自給率を高め  
る」「木を使う社会に変えていく」ということを民主党が鳩山政権時代から言っ  
ていたんですけども、管総理になってそれが強化されてこういう方向になって  
いる。CO<sub>2</sub>とはまた逆のこと。

大 江 委 員 炭素固定をするために外に・・・切捨てだと炭素固定にならないからという  
ことではなくて？

蔵 治 委 員 違いますね。

大 江 委 員 経済的な問題というか、国策として林業再生という命題ですか。

蔵 治 委 員 そうですね。

事務局（原田） 切捨て間伐にたくさん補助金が出たんですが、そんな非効率なことはやめたい、というところからの話。

中 根 委 員 もったいない、という話だな。生の木が置かれているのが。

蔵 治 委 員 そうです。切捨て間伐ですから、（間伐された木材が）山に切り捨てられてもったいない、という話がものすごく強調されている。

山 本 委 員 （国は）「人工林問題」をわかっていない。ここでは議論しているが、全国で今起っている危機が何なのか。この危機というのは、間伐していないことによる人工林の崩壊、つまり東海豪雨級の豪雨が来たらこの辺りは危ない。どんなやり方であろうと間伐をすすめて森林校正するのが第一だけだね。その辺の認識がないのですか。

蔵 治 委 員 霞ヶ関の中にはいろんな意見はあると思いますが、政治主導という形で総理大臣、トップが強烈に決めてしまいましたので。次の政権が違う方向を打ち出すという方向を目指すしかないのだけど。霞ヶ関の中にいろんな意見があるので、ある意味勢力争いみたいなものがある、あるときはこちらの勢力が強くて、またあるときは逆転するということがある、そういうことの繰り返しだと思っている。時の政権によって方向性が決められてしまう。

森林政策なんて、こんな20年30年でブレてくる政策じゃお話にならないんですが。それが5年10年のスパンで、CO<sub>2</sub>のときはCO<sub>2</sub>に行ってみたり、林業なら林業に行ってみたり・・・という有様なのですね。

私もその責任を痛感していますけども。東大の学生には「そんなこと絶対にしないように」と教育はしているのですが。

あと、今大江さんがおっしゃったことも大事なのですが、一番大きな問題で、こういうことになった一番の理由は、所有者の立場になって考えたら、「（搬出が義務付けられているような間伐しか補助金を出さないような政策では）ますますやる気をなくす一方だ」という事ですよ。

補助金はもう余っている状態でして、補助金もらってもやりたくない、やりたくないことを手間隙かけてはもっとやりたくない、補助金の

存在すら知らない、みたいになっているわけで、それが最大の問題だと思うのです。

それに対して我々は「森づくり会議」という方法でなんとか打開できないかと努力してきたと思うのですけども。

大 江 委 員 全国にこんなことやっているところはほとんど無いわけで、蔵治先生がそういう政府の会議に入ればいいなあ、と。

蔵 治 委 員 そういう方たちを見ていると、はっきり言って現場を知らない、大学の研究室にこもっていて、自分で目の前の森林を管理する立場になったことがない先生だったりする。

大 江 委 員 私が今考えているのは建築の分野では風穴を開けてやっているの、林業の分野でもできないかなと思っていて、それをなんとかやれる方向性はないのかなと。

事務局（原田） 私も林野庁のヒアリングに自ら志願して出て行って抵抗も試みたけど、やはり「国は相当な議論をした上で決めた」ということになっているが、「議論した中身が、この方法で良いのだ」という前提で議論されていた。

大江 委員 それは御用学者なのでしょ。

蔵 治 委員 御用学者というか、御用学者にも何種類かあるわけですよ。御用学者Aと御用学者Bのグループがあって、あるときは御用学者Aが御用学者Bより強い立場にいるのですよ。それが逆転するんです、こういう政権交代とかあると。

森林、林業というのは、歴史的に見てもずっと、「公益的機能重視」の流れと「林業重視」の流れがやっぱりあるので、それが行き過ぎた林業というのは必ず環境破壊をもたらすというので、あっち行ったりこっち行ったりと、過去2000年の歴史が物語っていますから。

それをね、行き過ぎたものを修正するのは良いのだけど、これを非常に短期間であっちこっちやるというのは一番良くない。大学の先生自体がブレてはいけないのに、かつて自民党政権時代に、発言力のあった先生と、今発言力がある先生は違うのですよ。

事務局（原田） さきほど造林の話のとき言ったように、ここの（豊田市の）構想を作った段階では、全市を色塗りして「ここはこういう森林だ」とかできっこないとさんざん議論してきたと思っている。それが市の造林の考え方でやってきた。今は「市町村森林整備計画」で全市の森林に色塗りして、その色塗りしたものに「森林経営計画」を照らして認定していけ、と。

確かに仕組みとして必要なのかもしれないけれど、全市にゾーニングはできないのじゃないか、

森林っていろんな機能があるのは百も承知なので、それを特定の色に塗っていくなんて無理じゃないか、と私共は思っているんで・・・。

蔵 治 委員 現場からはずれた人たちが、トップで政策を決定してそれを押し付ける構造は改めなきゃダメだと思っている。

小 幡 委員 いまどきね。現場主義というのがかなり広がってきていいなと思っているのに、まだこんなにできていない。

岡 本 会 長 あとそれでは次を。

### （3）森づくり基本計画について

事務局（原田） 資料6。これは承知しておいてください、ということで結構です。

森づくり基本計画は平成19年に完成して、平成20年から5年で見直しとなっている。平成24年度中に見直しして平成25年から新しい計画でいく、という流れですので、平成24年度から見直し作業が出てくるので、今年度はどういう項目を見直さなくてはいいか、洗い出しをすることになると、ご承知しておいてください。

岡 本 会 長 ご苦労様でした。

5 その他

事務局（原田） 今年度（森づくり委員会の開催予定回数は）3回になっていたのですが、「市町村整備計画」の学識経験者の意見を聴くという会議を設けないといけないので、2回目が11月ごろ、3回目が1月ごろ、ここで、森林整備計画の学識経験者の意見をもらうことになる。3月に今年度のまとめと来年の動き、ということできたいと思うので承知しておいてください。

岡 本 会 長 その他ございますか。ないようですので、時間がだいぶ過ぎましたが、今後もよろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

（16時10分）